

## 「経営者保証に関するガイドライン」への当農協の取組みについて

令和6年9月30日  
鹿児島みらい農業協同組合

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. 経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進について

- (1) 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえた上で検討いたします。

■保証契約締結の必要性の検討内容は以下のとおりです。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか否か。
- ②法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えているか否か。
- ③法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能か否か。
- ④法人からの適時適切な財務情報の開示により、経営の透明性が図られているか否か
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供があるか否か。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者となるお客さまと保証人となるお客さまに対し、保証契約の必要性等と保証内容の見直しの可能性等について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人となるお客さまの資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者となるお客さまの信用状況、物的担保等の設定状況等を総合的に勘案して設定いたします。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者となるお客さま及び、保証人となるお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者様が負担する保証債務について、後継者様に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者となるお客さま及び後継者様に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。  
また、前経営者様から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断いたします。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人となるお客さまの手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人となるお客さまの保証履行能力、経営者たる経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

▽全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

▽日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>